

**「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会  
開催要項**

## 1. 趣 旨

宗門では、2012 年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下実践運動＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

専如門主は、「伝灯奉告法要についての消息」において「私たちは、凡愚のまま撰め取って捨てないとはたらき続けていくくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましょ」と示されました。これらを受けて、総合基本計画には「現代に生きる私たちには、災害支援、エネルギーや環境問題、経済格差、自死、過疎、少子高齢化などの社会問題があり、さらには、依然として非戦・平和や人権・差別の問題があります」と取り組むべき諸課題が掲げられています。

総合基本計画の策定趣旨に基づく研修として、これまでの学びを踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。特に今日的課題となった過去帳等個人情報に関しては、これからの寺院活動においても大切な課題となりますため、関連資料やリーフレットなどを積極的に活用した研修会の開催が望まれます。

私たちの周りにおける人権・差別問題を課題として、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

## 2. 研修課題

### ① 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱について

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないため『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を利用し研修を行なう。

### ② 教区又は組が独自に設定する人権・差別問題について

＜参考例＞

- (1) 同和問題（部落差別解消推進法） (2) インターネットによる人権侵害  
 (3) ハンセン病問題 (4) L G B T (5) 女性差別 (6) ハラスメント  
 (7) 外国人差別（ヘイトスピーチ・ヘイトスピーチ解消法）  
 (8) 障害者問題（障害者差別解消法） (9) 非戦平和 (10) 高齢者等

### ③ 教団における差別問題について

「2012（平成 24）・2013（平成 25）年度第 1 連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。

### ④ 災害時における人権侵害等について

宗門の重点プロジェクトの取り組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。

### 3. 開催期間

2017（平成29）年度内の開催とします。（出来るだけ年内に開催ください）

### 4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院・教堂）・沖縄県宗務事務所・その他

### 5. 開催方法

年度当初に、教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①～④の範囲でやり易い運営方法で開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

（但し、地域的な諸事情を考慮し2組、3組と合同で開催することも可能です。）

○全僧侶への周知案内に留意ください。

### 6. 講師出講制度について

#### [1] 教区・組内の講師

・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。

・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

#### [2] 一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋【研修課題①・③の研修を行う場合】

・同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、派遣にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。尚、講師の指定は出来ません。

〔同和教育振興会負担経費(交通費)には、予算の上限があるため、希望の際は早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて社会部<人権問題担当>宛、ご連絡ください。〕

《※同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

(1)別紙申請書<様式④>（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。

(2)原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとします。

(3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。

(4)研修会開催日から1ヶ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を同和教育振興会宛提出ください。

#### [3] 宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題②・④の研修を行う場合】

・「御同朋の社会をめざす運動（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会」とする場合は研修課題②の「人権・差別問題」もしくは④の「災害時における人権侵害」に関する研修会として実施される場合にのみ講師派遣制度の対象となります。

・重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます（別様式）。<派遣経費は宗派負担>

・テーマ及び出向日程については重点プロジェクト推進室を通じて予めご相談ください。

・伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣致しますので宗務の都合等により要請に応じられない場合もあります。

## 7. プログラム

### 基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉会式 *挨拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

## 8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して5千円を助成します。
- (3) 2組合同開催に対して、1万円を助成します。
- (4) 3組以上の合同開催に対しては、1万5千円を限度とします。
- (5) 教務所へ報告書が提出された後に教務所より申請されます。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

## 9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

### (1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に教務所・特区事務所へ「報告書(様式③)」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、人権・差別に関する意見・感想を詳細に記入してください。

### (2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書(様式③)」を取りまとめるうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書(様式①)」「教区開催報告一覧(様式②)」を用いて、月ごとに社会部<人権問題担当>に提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。【報告書は必ず提出ください。各組からのテーマごとの開催率等をデータ化して集約し、教区にフィードバック致します】

### <注意事項>

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

※「組開催報告書(様式③)」は、教務所・特区事務所にてコピーし、各組に配布ください。尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

教務所・特区事務所からの助成金交付申請に基づき、社会部<人権問題担当>にて、月毎に事務処理を行い、各教区宛に一括して助成金を送金致します。

## 10. 研修資料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
- (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (3) 新「差別事件 糾明のための方途」(冊子)
- (4) 身元調査拒否リーフレット(寺族向け・門信徒向け)
- (5) 啓発リーフレット「災害と人権」
- (6) 教区で独自に選定・作成した資料
- (7) 2015年宗報11・12合併号(第1連区布教使研修会における差別発言問題概要)
- (8) 2016年宗報3月号、6月号、9月号、11・12月号、2017年2月号  
(研修課題③にかかる参考資料)

## 11. 添付書類

- (1) 「開催助成金交付申請書」〈様式①〉
- (2) 「開催報告一覧」〈様式②〉
- (3) 「研修会報告書」〈様式③〉
- (4) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」〈様式④〉
- (5) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」〈様式⑤〉
- (6) 重点プロジェクト推進室の「研修会講師派遣等にかかる対応」〈別様式〉  
※上記(4)(5)は同和教育振興会宛提出

以 上